

祥瑞出現と国司行政

— 承和初年佐渡国の事例を中心にして —

西 別 府 元 日

はじめに

日本古代において、為政者の徳・不徳によつて自然界に様々な異変が生じるとする天人相関思想が、政治的に利用されてきたことはすでに周知の事実である。¹⁾そこでは祥瑞が、激しい権力闘争の結果を天が承諾・付託した証しとされ、また、鬱積する様々な想念・怨念を払拭・隠蔽するために利用された。いわば祥瑞は、常に政治的勝者の自己正当化の手段であつたのである。このような政治的意味を考へれば、祥瑞が、人為的に準備されることも当然想定されるところである。

ところで、祥瑞の政治的利用、あるいは出現の契機として説明されてきたのは、主として国家権力の動向にかかわる局面についてであつた。しかし、祥瑞が、結果的に様々

な恩恵を社会の各層に与え、とりわけ祥瑞出現地域には、叙位・免賦等々の処置がとられたのであるから、地域における政治的・経済的不祥事ないしは混乱を隠蔽・解消する方策の一つとして意識されたこともまた、可能性としては否定できないであらう。

従来 of 祥瑞に関する研究では、基本的には、このような地域の状況についての視座が欠落していたと考えられる。もちろんそこには史料的な制約もあつたが、地域史編纂の過程でもそのような視座がみられないことは、われわれの歴史観が、いまだ中央集権的発想を克服していないことの反映ではなからうか。本稿はこのような反省のもと、あえて一つの祥瑞の出現に注目し、これをその周辺の歴史事象と関連づけるなかで、その地域における祥瑞出現の意味を検討しようとするものである。

一 佐渡国の慶雲出現について

天長十年、再三の上表・詔勅のすえに即位した仁明天皇は、年が明けた正月二日、はじめて淳和上皇を淳和院に朝覲した。⁽²⁾ ついで三日には、淳和上皇による嵯峨上皇への拝賀が行われ、さらに四日には仁明天皇が冷然院の嵯峨上皇を拝覲し、一連の朝覲行幸が完結した。この一連の行幸は、天皇の国政的權威が上皇の家父長的權威の下位におかれた変化を意味するものと理解されている。⁽¹⁾ その可否を論ずる紙数はないが、これら一連の行幸が、古代における天皇権力と上皇権力の確執に一定の決着をつけたものと評価することは可能であろう。このような天皇・上皇の一体性を強調するセレモニの渦中に、仁明天皇は「方今撰提発歳。天紀更始之辰。大簇報春。品彙惟新之日。宜有草創以光旧章」として、年号を承和と改めている。⁽⁶⁾ その詔は、極めて漢風の表現ながら、天皇制の歴史の中に新時代の草創を宣言するかのような格調高いものであった。

このような新時代への第一歩を賛美するかのよう、正月十六日には、筑前国での慶雲についての公卿たちによる奉表陳賀が行われた。この上奏は、「賀瑞之言。閉而不聴」という詔によって処理されたが、同年秋、佐渡国の慶雲の上奏をうけて、「朕之菲虚。推而不処。前距公卿之奏。寢慶

表1 祥瑞出現地一覧

	成文	鳥	慶雲	木連理	白亀	白鹿	嘉禾	白雀	白鳩	白雉	白鼠	白鵝	蓮	甘露	白狐	神馬	芝草	白鷺	白鷹	白鶴	醴泉	その他
藤原京			1				1					1										
平城京	1		3		2		1	2			1		1		1							
長岡京								1														
平安京		1	2	2	2	1		2						1				1	2			
畿内	1	2	6	3	4		4	2	2	3	2	1	1					1				
東海道近中国	1	4	6	12	1		1	2	1					1	1	3	1	1				
東海道遠国		6		5						3												
東山道		4	7	11	2		3	1		2					1	3			1		1	
北陸道		3	4	4	1					1				2								
山陰道		1	2	2	1	1	1	1		3		2		6						1	1	1
山陽道		2	2	5	3	6	1	3	1	3	1	2		3		1						
南海道			2	1		2		1				1		1								
西海道		1	2	1	7	1		7	1	1	2					2						1

賀之言。而復有同瑞。出佐渡国。公卿重表。称慶海陳。朕固辞不免」として祥瑞が受容され、昇叙、調庸免除などが

実施されたのである。⁸⁾

【延喜治部省式】によれば、慶雲は「状若烟非烟、若雲非雲」と説明され、大瑞とされている。慶雲は「統日本紀」大宝四年五月甲午条に記載されて以降、管見の範囲では、三七例がしられる。その出現は、「統日本紀」以降の祥瑞を整理した表一・二によれば、木連理の四六例につぐ多さである。出現の地域を表一でみると、木連理や白鳥などがや東日本に多く、また白亀などが西日本に多く見られる。これにたいし、慶雲は東海道遠国での事例はないが、全体として地域的偏りは希薄であるといえる。また出現の時期を表二でみると、白鳥・白亀などが八世紀に比較的多いのにたいし、慶雲は木連理とともに九世紀に多く出現する傾向がみられる。しかし慶雲の場合は、八世紀においてもその顕現が改元などの契機とされており、大瑞として重視されていたことが確認できる。

祥瑞の出現・献上に際しては、褒賞が行われるが、この面でも慶雲は特別な取り扱いを受けていたと考えられる。正史による記載様式の相違も考慮しなければならぬが、表二によれば、慶雲は白亀などとともに、褒賞の記述をもなう例が多く、木連理などとは明確に相違している。全体として八世紀に褒賞の記載が多いが、九世紀にはいると、祥瑞にともなう改元（斉衡・天安）に際しての褒賞だけでなく

く、文徳天皇の即位にともなう嘉祥三年九月の詔⁹⁾による褒賞や、陽成天皇の即位にともなう元慶元年四月の詔¹⁰⁾によるものなど、祥瑞の出現のみを契機にしたものではなく、国家的慶賀に付随して祥瑞関係の褒賞が行われている。

このような褒賞の傾向のなかで、前述の承和元年の褒賞は、天長十年二月の仁明天皇即位にともなう祥瑞関係褒賞のようにもみえる。しかし、文徳・陽成両天皇の場合は、即位後半年以内に実施されているのにたいし、承和の場合は仁明天皇即位後一年以上を過ぎており、両者を同一視することは困難であろう。むしろ承和の事例に比較しうるのは、天長三年のおなじ慶雲の顕現にともなう褒賞の事例と考えられる。

【類聚国史】卷一六五、天長三年十二月己未条の公卿上表によれば、同年七月十六日に平安京豊楽殿の西に五色雲が顕れ、その後、紀伊国から八月二十八日に海部郡賀多村伴島の上に、また大宰府から去七月七日に筑前国那賀郡の上それぞれ慶雲が顕現したことが報告されている。これらの慶雲をうけて、公卿たちは、慶雲は太平の応、政和平の徴として慶賀上表を行ったのである。これにたいし淳和天皇は「自顧庸虚。何之慶賀。朕尚不敢当之」として慶賀をいれなかったが、翌々日には、再度の上表があり、淳和天皇もこれをいれて天下に大赦し、褒賞を行ったのである。¹¹⁾

表2 時期別祥瑞一覧

成文	文武朝	元明朝	元正朝	聖武朝	孝謙朝	称徳朝	光仁朝	桓武朝	平城朝	嵯峨朝	淳和朝	仁朝	文徳朝	清和朝	陽成朝	光孝朝
白鳥・赤鳥	4(1)		2	3	2	2(2)	3	2(1)	2(1)	1		2			1	
慶雲	1(1)	2(2)				4(3)	2(1)	2		2	4(3)	7(2)	2	9	2	
木連理	1	2		4			2	2		1	1		5(1)	7	13(1)	8
白亀・靈亀	2	1(1)	1(1)	2(2)	2	3(1)	3(3)					1(1)	3(3)	2	1	2
白鹿	2					2(2)		2(1)					1(1)	2	2(1)	
嘉禾	2	2		1						1			1	4	1	
白雀・赤雀				2		1(1)	2(1)	1(5)		1(1)				1	1	1
白鳩	2(2)	1	1			1										
白雉		2(1)		1		2(2)	2	3		1	1		1	1	1(1)	
白鼠				1		1	2	1	1				1			
白鷄	2			2				1(1)	1					1	1	
白蓮		1					1								1	
甘露		2													13(1)	
白狐・玄狐		2	1	1				1								
神馬	3(3)			3(2)		1(1)										
芝草										1	1	1	1			
その他	白鷹 白鶴	禮泉(1)											禮泉(1)		白兔 白猿 白鱉(2)	

天長三年における上表・褒賞の経緯にたいし、承和元年の場合には、前述のように、正月十六日大宰府からの報告をうけての慶賀の上表に、天皇は「賀瑞之言。閉而不聴」と応詔している。その後四月にも公卿たちは再度上表を行ったが、この際も十月己卯の詔に「前距公卿之奏。寢慶賀之言。」とみえている。この上表↓辞退↓再上表の過程は天長三年の場合と全く同様であるが、にもかかわらず承和元年の場合は再度の固辞が行われたのである。その理由はどこにもとめることが妥当であろうか。

二つの事例は、それぞれの時期の政治・経済状況、さらには心理的側面まで絡んでくるので容易には比較しがたいのであるが、ここでは天長三年には紀伊・筑前・平安京と慶雲が連続したのにたいし、承和元年には筑前からしか報告されていないという現象面に、あえて注目したい。

慶雲の事例を検証してみると、称徳朝の神護景雲元年六月から八月の平城京東南方・伊勢・三河、延暦二十年六月、七月の備中・三河、仁寿二年二月から五月の播磨・大和、貞観十三年十一月から十五年二月の飛驒など重複する事例が多い。このような事例や天長・承和の場合をあわせ考えると、当時の為政者は、慶雲の重複こそ真の休徴にふさわしいものと考えていたのではなからうか。ちなみに承和元年に続く承和六年の慶賀上表では、前年十一月の三河とこ

の年六月の越中での慶雲が報告されており、その間十月には越前からも報告されていたのである。

承和元年の場合には、おそらく慶雲の報告が筑前国のみであったため、再度の辞退となったものと考えられる。筑前国に続く慶雲こそ、休徴を真の休徴たらしめるものとして、待望されていたと考えられるのである。したがって佐渡国から慶雲が報告されるやいなや、たちどころにこの休徴をことほぐ詔がだされたものと考えられるのである。いわば、佐渡国の慶雲は、待望されていたところに顕現したものと見えよう。

嵯峨・淳和上皇、仁明天皇という異例の並立のなかで、王権の調和を強調するために、筑前国につづく慶雲が希求されていたのではなからうか。

二 天長末期から承和初期の佐渡国

前節では、佐渡国における慶雲が、待望される状況のなかで顕現したことを考察したが、当時の佐渡国はどのような状況下にあったのであろうか。以下この点について検討しておきたい。

たび重なる節会・饗宴と各種儀礼の整備が進展し、そこで詠まれた詩文などの存在もあって、平安初期は一見華やかな印象を人々に与えている。しかしこの社会の基盤たる

地域社会は、あいつぐ不作・飢饉・疫病などによって疲弊のなかに陥っていた。本稿の対象である天長末年から承和初年もその例外ではない。すでに天長七年には、大宰管内および陸奥出羽等の国々では疫病が流行して天死する者が多く、朝廷は五畿内七道諸国にたいし、精進僧廿名以上を選び各国分寺において三箇日の金剛般若経の転読を命じ、以て不祥を除かんとしている。また天長八年には秋稼実らず、翌年には諸国の飢饉が報告され、疫旱あいまつて天折する者が多く、天長九年五月にも五畿内七道諸国に大般若金剛般若経の転読が命じられている。⁽²⁰⁾さらに天長十年五月にも、前年の不作などによって五畿内七道諸国の飢饉がひどく、飢民への賑給が実施され⁽²¹⁾ている。

このような慢性的不作と飢疫は、承和期にはいっても鎮静することなく、承和元年には疫病しきりに発り、疾苦しだいに多くなつたので、災気を攘うため京城諸寺に大般若経一部と金剛般若経十万巻を転読⁽²²⁾させている。ついで承和二年にも諸国に疫病が流行し、病苦の者が衆いので祈禱をもつて疫病を治すため十五大寺に大般若経の転読を命じて⁽²³⁾いる。このようにあいつぐ不作・飢饉のなかで、農村の疲弊は激しくなつていった。しかし農村の疲弊は、一方で農民間の貧富の差を拡大し、いわゆる富豪層の台頭をもたらした。朝廷・国司もまた、地域における現実的な租税負担

層である彼ら富豪層を地方行政機構の中に組織化し、また彼らの蓄える穀稻を借貸するなどの政策を実施するようになつていった。⁽²⁴⁾

佐渡国も、以上のような全国的状況から隔離されていたわけではなく、『続日本後紀』承和二年八月甲戌条の佐渡国司の言上には「去歲風雨為災。年穀不登。今茲飢疫相仍。死亡者多。」と記されている。隣国越後国は、天長十年に「去年疫癘旁發。花耕失時。寒氣早侵。秋稼不稔。今茲飢疫相仍。死亡者衆。凶年之弊。雖賑猶乏。望請被許糶糶。資此窮民。」との申請を行い、裁可をえて⁽²⁵⁾いる。糶糶の財源が国衙正倉に備蓄の稻穀か、富豪から借貸した稻穀かは不明であるが、いづれにしろ編戸にもとづく支配体制の衰退を推察することができる。承和元年の越後国や加賀国では飢饉や疫病による賑給が実施されているので、この時期の北陸地方は恒常的な飢饉・疫病にみまわれていたのである。ただし天長十年七月には越後国蒲原郡の伊夜比古神が「彼郡毎有旱疫。致雨救⁽²⁶⁾病」靈験があるとして名神に列せられているが、これは不作・飢饉が均等に班田農民の疲弊をもたらすものでないことの事例とすべきであろう。

このような地域社会と班田農民の疲弊のなか、佐渡国から地方行政機構の改編が申請された。『続日本後紀』承和元年十一月己巳条は、国司の言上を次のように伝えている。

国例。每郡々司一人。専当貢賦。冬中勘備。夏月上道。而或遭風波。留連海上。或供相撲節。不得早帰。此際無人充用。郡政擁滞。請正員外每郡置権任員。支配雜務。

神龟元年に遠流の国と定められた佐渡国は、「延喜刑部省式」によれば、京より一三二五里の路程であった。したがって「令集解」賦役令調庸条古記所引の民部省式でも遠国とされており、調庸貢納の期限は賦役令調庸条の規定から十二月卅日であった。しかし「延喜民部省式」貢限条には「凡諸国貢調庸者。越後。佐渡。隠岐三国。並限明年七月。長門国限四月。伊豫国限二月。但宇和喜多兩郡限三月。土佐国限二月納訖」とあり、七月が貢限とされていたことがうかがわれる。

「延喜式」貢限条が、どこまで遡及できるか不明であるが、仁和三年の長門国司の言上に「民部省式曰。凡貢調庸者。長門国限明年四月。伊豫国限二月。但宇和喜多兩郡限三月。越後。佐渡。隠岐限七月。自余如令者。」とみえるので、貞観式に同様の規定があったことが知られる。貞観式以前に関しては、明確な史料はないが、次の史料が注目される。

主計寮解俦。貢調之期。越前国元十一月為期。依承和三年十一月廿三日符。明年二月為期。越中国元十一月

為期。依天長八年十月十五日符。明年二月為期。能登国元十一月為期。依天長十年十月十六日符。明年二月為期。讃岐国元十一月為期。依天長七年十一月十七日符。明年二月為期。長門国元正月為期。依天長四年二月十二日符。四月為期。件五ヶ国不據令條。申改常期。

逾致延墮。既虧国用。望請。復旧定限。依期令貢者。³⁰
この主計寮解は、国毎に改められてきた貢限を令条の規定にもどそうとしたものであり、最終的には令条に復帰することが決定されている。この中で、長門国の貢限の改定が天長四年とあるから、貞観民部省式の規定を弘仁式にまで溯らせることは不可能と考えられる。もちろん長門以外の佐渡・越後・隠岐三国だけが、先に規定された可能性もない訳ではないが、これらが同じ遠国に位置付けられていることや越中国の改定が天長八年であることから、佐渡国が貢納のために「夏月上道」するようになったのは、天長期の後半以後ではないかと推察される。³¹

しかし、このような貢限の改定こそが、承和元年の佐渡国司の言上のごとく、貢賦専当郡司の帰国を遅延させ、郡政を擁滞させることになったのである。帰国遅延の要因として佐渡国司が挙げているのは、風波に遭って海上に留連することと、相撲節への参加のため在京を強要されることの二点である。このうち、前者は離島ゆえの問題であり、

この時期特有の問題ではないことを考えると、「夏月上道」した結果、相撲人として拘束されることこそがこの混乱の大きな要因であったといえよう。

相撲節は七月に実施されるが、この節会で相撲をとる相撲人として、諸国の膂力・剛腕の者が貢進されたことは周知のことである。すでに神龜五年には「諸国郡司等。部下有騎射相撲及膂力者。輒給王公卿相之宅。有詔搜索。無人可進」という事態が進展していることを非難し、今後は騎射相撲及び膂力の者については「国郡預知。存意簡点」し「臨勅至日。即時貢進」せよという勅がだされている。また被貢進者のうちから、相撲人を選出する抜出司も、養老三年にはその設置が知られ、諸国が早疫に苦しむ時は相撲人の貢進や相撲節が停止された。

相撲人の貢進については、大同期に一時的な混乱はみられるが、基本的には諸国貢進の方策がとられたものと考えられる。この諸国貢進システムの中で、相撲人は左右近衛・兵衛府の近衛・兵衛として宿衛を要求されるが、弘仁十二年には「今前件等人任意去来。既闕節事、兼怠宿衛」という事態が生じたため、近衛・兵衛府の移を受納・携帯することなく本郷に帰ったものは国郡の雑務に差科する官符がだされている。

近衛・兵衛などを経て、郡司に任用されるシステムの存

在はすでに指摘されているが、平安初期には、相撲人・兵衛・郡司などがリンクする任用システムを基幹とする都鄙間交通が形成されていたと考えられる。しかしこのような体系は、弘仁十二年官符にみえるように、必ずしも中央の需要をみたす完全なものではなかった。弘仁年間には相撲人の貢上期限を守らせようとする官符が再三発布され、不貢の際は国司の公廨を奪う処分などが行われている。また天長十年には、武力の簡練のため、佐渡など北陸・関東の諸国に膂力者を捜し求めて貢進することが命じられている。こうした状況の下、近衛府・兵衛府は、綱領などとして上京する郡司などを相撲人として確保する方策をとったものと考えられる。

このように承和初期には、佐渡の綱領郡司が相撲人として拘束される可能性は常に存在していたのである。とくに佐渡郡司たちが貢賦のために夏に出発することは、相撲人の確保時期とも一致していたので、相撲節のため帰郷が遅延するという訴えは切実な問題だったのである。

相撲会への拘束などによる郡司の不在が、地方行政運営の面では政務の停滞と混乱をもたらしたのである。政務の停滞については佐渡国司の奏言から推察するのみであるが、その対策として佐渡国司が正員以外の権任郡司の任用を申請し認可されたことが注目される。平安初期は、別稿

でも論じたように、郡司任用制度の改編期にあたっており、国司による郡司任用権限の拡大、さらには擬任郡司制度の導入による複数郡司制度の導入がすすめられた時期である。しかもこの郡司の複数化は、一面で新旧の郡司・富豪層の要求を充足させる一方、国司の部内支配の強化を志向するものであった。佐渡国司による権任郡司の採用も、このような歴史的展開の中に位置付けることができよう。佐渡国でも国司の権限拡大によって、国司と郡司層との間に新たな問題が生じていたようである。それでは両者の間にはどのような関係・矛盾が存在していたのであろうか。次節では、この問題について検討してみたい。

三 佐渡国司苛政上訴事件について

国司の権限強化ないしは行政主導権の確立が、地域の実質的支配権を有する郡司との間に確執を生じさせる要因となることは、容易に推察できるところであらう。そのような対立の一つの表現が、いわゆる国司苛政上訴(愁状)である。平安初期の国司苛政上訴については、良吏による儒教的徳治主義にもとづく律令理念の一般百姓への浸透から上訴増加を説明する指摘もあるが、むしろ上訴が九世紀以後に特徴的に頻発する政治的背景の検討が必要である。このような九世紀の上訴を考える具体例といえる事件が、承和

元年の佐渡国におこっているのである。この事件を「政事要略」巻八四は次のように記載している。

佐渡国三郡百姓等謹解 申請官裁患状事

合若干条

一守嗣根為求余利、捨旧館、而更造新館之状

右云云、仍謹請官裁

一守嗣根独貪海浜山沢之利之状

右云云、仍謹請官裁

以前云云、謹請官裁、謹解

承和元年十一月五日

佐渡国の郡司百姓に訴えられた守嗣根については、他の史料で確認することができない。佐渡国は、天平宝字五年の従五位下完人和麻呂の例もあるが、天平勝宝四年の越後国から分置の際には下国の官制であり、大同四年の掾一員の新置によって中国の格となったのであるから、当時の国守は正六位下の相当官であったと思われる。したがって嗣根は五位に達せず没した人物かとも思われる。また上訴の結果は不明であるが、嗣根に有利な結論とはならなかったように考えられる。

ところで、佐渡三郡司らの解状に、いわゆる事実書がないのは、嗣根の行為が「政事要略」編纂時に意味のないものであったか、あるいは古代における一般的事例であり、

事書のみでその具体的行為とその法的意味が明確であったために省略されたものであろう。そのことは嗣根による行為が、平安初期的なもので、しかも多発した行為であったことを示している。以下、この嗣根の行為を前述の権任郡司制の導入の問題とあわせて検討し、当時の佐渡国における国司・郡司の関係を考えてみたい。

嗣根を訴えた三郡々司は、羽茂・雑太・賀茂（賀母）三郡の郡司である。道円本『和名類聚抄』によれば、羽茂郡は、越太・大目・駄大・菅生・八桑・松前・星越・高家・水湊の九郷であり、雑太郡は、岡・石田・与知・高家・八多・竹田・小野・雑田の八郷、賀茂郡は、升栗（殖栗）・賀茂・動知（勲知）・大野・佐為の五郷から構成される。

羽茂郡は、佐渡南東部に比定され、郡衙は羽茂町の羽茂本郷の菅生天神付近に推定されている。その周辺には、かつて条里地割りが展開していたといわれ、菅生・星越・高家・水湊の四郷もこの付近に比定されている。

雑太郡は、国仲平野の西南部から大佐渡の西部地域に比定される。郡衙は、真野町四日町に想定され、付近に石田・竹田・八多・雑太・高家・岡の諸郷が比定される。この郡の竹田・中沢田ないしは四日町に国衙も推定され、国分寺も存在するので、佐渡国の政治的中心であった。国府川・小倉川・藤津川の合流部である真野町金丸付近には古代の

潟湖が想定され、その縁辺部にあたる国仲平野の北辺地域や竹田地域には条里地割りが存在していた。

賀茂郡は、佐渡の東半分に比定される。賀茂郡衙は、賀茂湖の西方部に鎮座し式内社とされる熱申彦神社の周辺に推定されている。郡衙付近に賀茂郷、賀茂湖の東部から南部に勲知郷が比定され、大野・殖栗・佐為などが国仲平野中央部の雑太郡界付近に比定されている。賀茂湖に注ぐ長江川・貝喰川などの扇状地上には条里地割りが存在していたという。

このように、三郡は、海上交通に規定されて発達した国仲平野の東西の潟湖の周辺部や、越後に面した羽茂川流域をそれぞれの中心とした政治的社会的地域をもとに建郡されたと考えられる。養老五年の雑太郡からの賀母（茂）・羽茂郡の分立は、このような統合された地域を基盤に民衆掌握をすすめ、各地域の有力者を郡司など支配機構に編成する方策であったと考えられる。

また、道円本『和名類聚抄』は佐渡三郡で二十二郷をあげるが、『律書残篇』には佐渡の郷数は十二とされている。そこには、八世紀後半から九世紀における人口増加と編戸の進展が推察され、さらに社会的な生産力の増大がうかがわれる。佐渡における条里地割りは、八世紀中期以降の施行とされているが、この条里地域内での農業生産力の上昇

こそ、佐渡社会の発展をもたらしたものであろう。このよ
うな社会の変化のなかで、郡司に任用しうる層も拡大した
と考えられる。その拡大を新興有力層の登場とするか、旧
郡司層の氏族的解体と考えるかは判断しがたいが、いずれ
にしろ国司の郡司任用の選択枠が拡大したことは否めない
であらう。

国司にとっての選択枠の拡大は、地域における分裂を惹
起せしめる要因ともなりうるであらう。すなわち権任郡司
の任用が、地域権力の二重構造を助長させ、既存の秩序に
大きな混乱をもたらしたことは十分想定されるところであ
る。それは正員郡司の特権を侵害し、現任郡司の不満をた
かめることになるのである。このような郡司と国司の軋轢
を前提として、佐渡三郡々司らの解を考察する必要がある
のではなからうか。

先述したごとく、問題の郡司らの解には事実書がないの
で、守嗣根の行状を具体的に検討することはできない。そ
こで、郡司たちが難じた国守の二つの行為を、当時の類例
から考察しておきたい。

国司による国司館の造替については、既に天平十年に禁
令が出されている。造替の原因は「有一人病死。諱悪不肯
居住」とか「妄称崇咎避遷無定」といわれるように、病・
死を忌避し死穢・祟りを恐懼する思想である。これにたい

して朝廷は、朝集使による官舎修理の事前報告や、官舎帳
での国司館の状況報告などを義務付けているが効果はな
かったようである。このような国司の新館造替のための民衆
の労働力徴発が、郡司の労働力差配と衝突することはい
うまでもなからう。飢饉・疫病のなか、地方政治の実務の面
で郡司等有力者への依存が強まる一方で、国司による労働
力徴発が、郡司には黙認しがたいものであったといえよう。

海浜山沢の利の独占については、いくつかの状況が考え
られる。別稿に述べたごとく、山川藪沢の独占は土地開墾
政策と密接な関連があり、延暦・大同期には相次いで禁令
がだされている。ついで弘仁期以降には、国司による占有
認可権の拡大によってその占有を制限する方策がとられて
いた。また国司による山川藪沢の占有も再三禁止されてい
た。したがって嗣根の行為は、貴族・国司などによる違法
な山川藪沢の占有が沈静しなかったことの一例と言えよ
う。開墾予定地として占有を許可された山川藪沢であつて
も、未開の間は百姓の利益は認められていたのではあるが、
飢饉の状況のなか、食料等の採集に不可欠の山川藪沢の利
益が国司に独占されることは、とうてい許しがたいもので
あったと考えられる。

ただし嗣根の行動は、このような一般的な問題にとどま
らない可能性も考えられる。それは海浜の占有が同時に開

題とされているからである。海に囲まれ、建郡のありかたも海上交通に規制されていた佐渡では、七世紀から八世紀にかけての製塩遺跡が数多く確認されている。それらは大佐渡の外海府海岸の北東部のほかは、真野湾の周縁部や、赤泊から小木にかけての小佐渡西部海岸、さらに両津湾など、雑太・羽茂・賀茂各郡の集住地域に対応して存在していることが注目される。これらの製塩遺跡は、「地方豪族の掌握下にあった漁・農業兼業集落の人々、または集落内の小規模な単位の兼業季節的な生産」の結果であるが、その場合、海浜の利用とその周囲の樹木の伐採が自由に行われることが不可欠の条件である。この点からみれば嗣根の占有は、郡司クラスの有力者の利益と真つ向から対立することになるのである。

しかし、嗣根らの行為は、製塩そのものを否定したものととは考えられない。九世紀にはいっても佐渡の製塩は、国家的に期待されていたのである。たとえば「越後国米一万六百斛。佐渡国塩一百廿斛。毎年運送出羽国雄勝城。為鎮兵糧」という延暦二十一年の処置は、恒常的な製塩がとめられる要因となったのではなからうか。しかし佐渡の製塩は遺跡の存在からいえば、八世紀を最盛期に以後は衰退の方向にむかったようである。この一見矛盾する事態をどのように考えればよいであろうか。

製塩と海浜山野の問題を考察するとき忘れてはならないことは、西日本における塩山の占定や塩釜による製塩の実施ではなからうか。筑前ではすでに八世紀前半に、観世音寺による塩山の占取と塩釜による生産が実施され、天長・承和期に郡司層による生産も行われている。また天平年間の周防や長門でも、国衙に塩釜の存在が確認できる。さらに播磨では東大寺による塩山の確保が、延暦年間に行われている。このように鉄塩釜による製塩は、寺院・官衙などによって導入されていたのである。佐渡においても、このような方策が模索されたのではなからうか。豪族・民衆による土器製塩を凌駕していくものとして、国衙による塩山の占定と、そこからの民衆の排除こそ、嗣根らの山沢海浜の利を独占する行為だったのでないかと考えられる。このような嗣根らの行為が、郡司層と対抗するものであったことは、もはや多言を要しないであろう。

また、坂井秀弥氏は、九世紀中葉には生産が開始される小泊窯の須恵器が、生産の手法などから非北陸系の要素をもっていること、この小泊窯須恵器とともに出土する非口クロ土師器も器形・調整技法から畿内の要素が強いことを指摘されている。そしてこの小泊窯が国分寺瓦を生産していることから、この時期の窯業に国衙勢力による技術導入の可能性を指摘されている。大量の薪燃料・水・陶土を必

要とする黨業においても、畿内系技術の導入がうかがわれ
ることは、山野占有問題、国司・郡司間の確執を考へるう
えで、重要な素材を提供しているといえよう。

平安初期の佐渡国では、国司と郡司層の間に癒しがたい
対立関係が生じていたのである。そのうえ国司の権限強化、
積極的政務運営が、在地の対立関係を一層複雑にし、有力
者の内部対立を惹起したことも想定できよう。愁訴は、こ
のような対立の諸相のなかで提起されたのである。

四 慶雲の顕現と佐渡国の政治

以上、検討してきたごとく、承和初年の佐渡国では、祥
瑞の出現、凶作、郡司たちによる国司苛政の愁訴、権任郡
司の設置などがあいついでおこっている。諸事象の前後関
係は明確にはしがたい部分もあるが、郡司愁状に表現され
る国司と郡司の確執が、底流として存在し続けたことは間
違いないであろう。やや時代は下がるが、元慶四年の佐渡
国解に、「此国本夷狄之地。人心強暴。動忘礼義常好殺傷。」
と表現される⁽⁶⁾ような意識は、平安初期の佐渡国々司に共通
する意識であったと考えられる。それだけに国司は、強引
な地方政治の運営を行ったのではなからうか。

ただし、国司の積極的な政務運営は、佐渡の富豪・郡司
層すべてとの対立・確執としては現出しないであろう。国

司自身が意識すると否とにかかわらず、その存在は、富豪・
郡司層の分裂・分断を引きおこし、その一部は国司との提
携・追隨にはしり、その対局に郡司百姓愁状に参加する層
があったと考えられる。もちろん国司が前者に全面的に依
存したわけではなく、後者の不満を緩和する方策も模索さ
れていたであろう。

承和元年の夏、貢賦のための作業が開始されたころは、
秋期の不作がある程度予想されていたとも考えられる。そ
のなかで貢賦の専当として実質的責任者の立場にあった郡
司たちは、綱領としての辛苦のみならず、都での相撲人と
しての差発と長期の拘束を覚悟しなければならなかったの
ではなからうか。第二節に述べたように、相撲人の貢進が
国司の義務として命令されている以上、佐渡国司としては、
郡司たちの相撲人への差発を容認せざるをえない面もあつ
た。そのような事態にたいする対応策が、権任郡司の申請
であったといえよう。しかしこのような対応は、郡司たち
の不安を、国司への不満に転化させていったとも考えられ
る。

ところで佐渡国の慶雲は、四月の慶雲慶賀の上表と応詔
には記載されていないので、少なくとも三月までには顕現
していないと考えられる。慶雲の顕現は夏以降であったと
いわざるをえない。つまり貢賦の作業が開始され、あるい

は実務が執行されているその時期に、すなわち郡司層の不満が鬱積しはじめる時期に、祥瑞が出現したと考えざるをえない。

祥瑞が現実的な政治課題を解消ないしは隠蔽するために政治的に利用され、あるいは演出・創作された可能性のあることは、周知のことに属する。しかしそのような演出・創作は、中央政府を構成する為政者の側からのみ模索されたものではないのではなからうか。中央の権力者の意図に添い、また地域のさまざま政治課題を解決するために、地域で演出・創作されることもあったのではなからうか。

たとえばその点で注目されるのは、宝龜三年の「上総国献馬。前二蹄似牛。以為祥瑞。視之人巧之所刻也。国司介從五位下巨勢朝臣馬主已下五人。並坐解任。其本主天羽郡人宗我部虫麻呂決杖八十」という事件である。明らかに祥瑞を捏造した事件であるが、宗我部虫麻呂個人の作為に国司がまきこまれた事件というよりは、国司の承認のもとに行われた詐偽事件と考えられる。この事件の背景は明らかにしがたいが、神火事件の勃発期にあたっていることはひとつ注目されてもよいのではなからうか。すなわち、神火によって清算しようとした矛盾を、祥瑞によって解消しようとしたと考えることもできるであらう。

上総国の「祥瑞」が貢進しなければならぬものであつ

たのにたいし、慶雲はともに見た人の姓名を書き連ねて提出すればよいのである。地域における共同意志が確立されれば、慶雲が顕現する余地があつたといえよう。佐渡国の慶雲の虚実を論じることが、もはや不可能であるが、第一節に論述したごとく、慶雲の顕現が朝廷でも待望され、地域でも祥瑞にともなう褒賞が期待されているときに、佐渡国に慶雲が顕現したことの意味を考え直してみることは十分意義のあることではなからうか。

むすびにかえて

地域史像の構築が提唱されて久しい。日本古代史研究においてもその視角が受容され、おりからの木簡・墨書土器の出土などもあいまって、豊かな地域史像が具象化されつつある地域もふえてきたように考えられる。しかし、木簡・墨書土器などにめぐまれない地域においては、その創造がいまひとつ進展していないことも事実であらう。それは、古代史研究における地域史研究の方法と視座を確立していこうとする種々の模索が、いまだ必要なことを意味していると考えられる。

ところで地域史像構築の提唱は、中央集権的歴史観を排し、地域の人々の営みに迫ることによって、従来の方法論・歴史観を吟味し、さらに中央史観から生じるさまざまな偏

見を修正し欠落を補充して、より豊かな日本史像を構築することも一つの課題であったともいえよう。本稿は、そのような地域史研究のさまざまな課題をふまえながら、佐渡というひとつの地域に生じたさまざまな歴史事象を吟味し、古代における祥瑞研究に一つの問題提起を行った。このような本稿の意図が十分に達成され、また十分な説得性を有しているか否か、甚だところもとないところであるが多くの先学のご叱正をお願いしたい。

注

- (1) 祥瑞については、東野治之氏「飛鳥奈良朝の祥瑞災異思想」〔日本歴史〕二五九、一九六九年刊)、福原栄太郎氏「祥瑞考」〔ヒストリア〕六五、一九七四年刊)などの研究を参照。
- (2) 〔続日本後紀〕承和元年正月癸丑条。
- (3) 〔続日本後紀〕承和元年正月甲寅条、乙卯条。
- (4) 目崎徳衛氏「政治上の嵯峨上皇」〔日本歴史〕二四八、一九六八年)。
- (5) 鈴木景二氏「日本古代の行幸」〔ヒストリア〕一二五、一九九九年)。
- (6) 〔続日本後紀〕承和元年正月甲寅条。
- (7) 〔続日本後紀〕承和元年正月丁卯条。
- (8) 〔続日本後紀〕承和元年十月己卯条。
- (9) 〔日本文徳天皇実録〕嘉祥三年九月己丑条。
- (10) 〔日本三代実録〕元慶元年四月十六日丁亥条。

- (11) 〔類聚国史〕卷一六五、天長三年十二月辛酉条、壬戌条。
- (12) 〔続日本後紀〕承和元年四月壬午条。
- (13) 〔続日本紀〕神護景雲元年八月己酉条、癸巳条。
- (14) 〔類聚国史〕卷一六五。
- (15) 〔日本文徳天皇実録〕仁寿二年二月丙辰条、同年五月癸巳条。
- (16) 〔日本三代実録〕貞観十五年二月廿八日癸亥条。
- (17) 〔続日本後紀〕承和六年十二月丙辰条。
- (18) 〔続日本後紀〕承和六年十月己酉条。
- (19) 〔類聚国史〕卷一七三、天長七年四月己巳条。
- (20) 〔類聚国史〕卷一七三、天長九年五月己酉条。
- (21) 〔続日本後紀〕天長十年五月甲寅条。
- (22) 〔続日本後紀〕承和元年四月丙午条。
- (23) 〔続日本後紀〕承和二年四月丁丑条。
- (24) 拙稿「平安初期の政治基調について」〔史学研究〕一三七号、一九七七年)。以下本稿における別稿とはこの拙稿を意味する。
- (25) 〔続日本後紀〕天長十年閏七月戊寅条。
- (26) 〔続日本後紀〕承和元年正月丙子条、同年二月辛丑条。
- (27) 〔続日本後紀〕天長十年七月戊子条。
- (28) 〔続日本紀〕神龜元年三月庚申条。
- (29) 〔日本三代実録〕仁和三三年三月十一日乙酉条。
- (30) 〔続日本後紀〕承和八年三月庚子条。
- (31) 〔日本後紀〕大同三年八月庚午条によれば、調庸の違期にたいして「直後令條期、各七箇月、特莫効罪、不得以此更為合期」という措置がとられている。これは遠国の場合七ヶ月後に貢進され

たとしても罪をとわなないとしている点で、次年七月を貢進期限とした前例となつたともいえるが、貢限の変更と考えることはできない。

(32) 『続日本紀』神護景雲二年三月乙巳条にも、越後国から佐渡国への造国分寺料稻の海漕について、「海路風波。動経数月」と記されている。

(33) 『続日本紀』神龜五年四月辛卯条。

(34) 『続日本紀』養老三三年七月辛卯条。『新日本古典文学大系・続日本紀二』(岩波書店、一九九〇年刊) 五五頁参照。

(35) 『続日本紀』延暦十年五月乙丑条。『類聚国史』卷七三、弘仁九年七月己丑条、同弘仁十四年五月己未条。

(36) 大同三年に諸国からの貢進を停止したうえで相撲を実施した(『日本後紀』大同三年五月戊子条、同七月丁亥条)が、大同四年には諸国へ貢進が命じられ(『日本後紀』大同四年閏二月乙酉条)ている。しかし、翌五年五月には再度停止が命じられた(『類聚国史』卷七三、大同五年五月甲寅条)にもかかわらず、七月には「進膺力人者、常限六月廿日以前、自今以後、随得則進、莫限期月」という勅がだされている(『類聚国史』卷七三、大同五年七月丁未条)。

(37) 『類聚三代格』卷一八、弘仁十二年七月十三日官符。

(38) 今泉隆雄氏「八世紀郡領の任用と出自」(『史学雑誌』八一—二、一九七二年)。

(39) 『類聚三代格』卷一八、天長八年七月廿七日官符所引弘仁十一年九月廿九日官符。

(40) 『続日本後紀』天長十年五月丁酉条。

(41) この時期の相撲の内取り・召合の日程など不明な部分もあるが、八月に相撲が実施されることもあった(『類聚国史』卷三一、天長八年八月丁亥条)ので、長期の滞在を余儀なくされたといえよう。

(42) 佐藤宗諱氏「平安前期政治史序説」第十二章「百姓愁状の成立と貴族政権」(東京大学出版会、一九七七年刊)。

(43) 『続日本紀』天平宝字五年三月丁未条。

(44) 『続日本紀』天平勝宝四年十一月乙巳条。

(45) 『類聚三代格』卷五、大同四年二月十九日太政官謹奏。

(46) 佐藤氏は前掲著書で、弘宗王の事例から「訴状の内容及え正しければ被告が更迭・下獄されるのが常態」であったとされている。

(47) 高山寺本では、羽茂郡の二郷(越太・駄太)と雑太郡の四郷(岡・与知・竹田・小野)が見えず、賀茂郡に一郷(充)が加えられている。しかし充郷については、これを訓として郷に加ええない考え方もある。

(48) 以下の佐渡国の郡郷比定、郡衙推定地などは「日本歴史地名体系一五 新潟県の地名」(平凡社、一九八六年刊)、『角川日本地名大辞典一五 新潟県』(角川書店、一九八九年刊)、『新潟県史通史編一 原始古代』(新潟県、一九八六年刊)、『国史大辞典』賀茂郡・雑太郡・羽茂郡の各項(吉川弘文館、一九八三—九〇年刊)によった。

(49) 佐渡国衙の比定については、四日町若宮遺跡を想定する説と、

下国府遺跡とその周辺部を想定する説が有力である（真野町史編纂委員会『真野町史』一九七六年）。両者をいわゆる古国府と新国府という関係で説明する考え方（田中圭一編『佐渡歴史文化シリ―ズⅧ 佐渡史の謎』中村書店、一九七三年刊）もあるが、前者を雑太郡々街と考える説（真野町教育委員会編『下国府遺跡』一九七七年）もある。

(50) 真野町教育委員会『佐渡国府緊急調査報告書』（一九六七年）によれば、佐渡国分寺の中軸線と方位を一にする竹田から畑野町三宮の条里地割りと、四日町若宮の東側に方位を異にする地割りが確認されるが、後者が前者に先行する地割りと考えられる。

(51) 海上交通における古代潟湖の役割については、森浩一氏「潟と港を発掘する」（『日本の古代 三』中央公論社、一九八六年刊）を参照。

(52) 『続日本紀』養老五年四月丙申条。

(53) 『改訂史籍集覧』第二七。

(54) 『角川日本地名大辞典一五 新潟県』地誌編佐渡郡金井町、同羽茂町項。前出『真野町史』は、国分寺の造営と竹田条里地割りの実施を七六〇年代に同時並行的に実施されたものと想定している。

(55) 『続日本紀』天平神護二年九月戊午条。

(56) 『類聚三代格』卷七、弘仁五年六月廿三日官符ならびに同官符所引天平十年五月廿八日格。

(57) 『類聚三代格』卷一五、弘仁三年五月三日官符。

(58) 製塩関係については『新潟県史 通史編一』を参照。ただし、

製塩遺跡の形成期などについて、本文中でも若干の異同がうかがわれる。

(59) 前掲『新潟県史』付編「奈良・平安時代の遺跡」参照。また宇野隆夫氏（北陸古代手工業生産の成立と変容）『日本史研究』三三〇、一九九〇年）も、北陸での八世紀における窯業・鉄生産に関して郡単位の生産を指摘されている。

(60) 『日本紀略』延暦二十一年正月庚午条。

(61) 前掲『新潟県史』では佐渡の製塩の最盛期を、八世紀を中心とした時代とされている。一部には九世紀前半に製塩遺跡の形成も指摘され、宇野隆夫氏も「北陸の古代手工業生産（第一章三節、一九八九年刊）では九世紀に製塩遺跡が増加しつつあったとされ、前掲『日本史研究』論文でも、九世紀第2四半世紀から九世紀末期に北陸の塩生産が若狭・能登・佐渡などの生産適地に集約されつつあった可能性を指摘されている。ただし、同氏の製塩土器編年図や製塩遺跡分布図には、佐渡関係の編年・分布がみえない。佐渡の製塩遺跡関係は『新潟県史』編纂以後新しい報告も少ないので、八世紀を最盛期とし以後衰退にむかったと考えるのが妥当なのではなからうか。

(62) 井上辰雄氏「古代製塩の生産形態」（『正税帳の研究』塙書房、一九六七年刊）。

(63) 『寧楽遺文』上二二六、二二六三、二二六六頁。

(64) 『平安遺文』一一四、五頁。

(65) 真野町における奈良・平安時代の遺跡分布を俯瞰すると、竹田・中沢田地区には奈良時代後半の遺跡が優位であるが、九世紀

以降の遺跡は貧弱である。これに対し、真野湾に面した豊田の台地周縁部や、新町から四日町にかけての砂丘地帯には、平安時代以降の遺跡が優位を占めている。豊田の浜田・岩野・桐ノ木遺跡、新町の新町・庚門塚・藤塚遺跡、四日町の若宮・高野遺跡などからは、須恵器や円面硯・風字硯、墨書土器、皇朝十二銭などが出土している（前出『下国府遺跡』、真野町教育委員会『浜田遺跡』一九七五年刊）。このような遺跡のありかたは、奈良時代から平安時代にかけての地域社会の変容を反映し、その変容が国衙ないしはそれに編成される人々の主導で実現されたことを示していると考えられる。平安期の遺跡の多くが海浜に面した砂丘上に立地していることも、興味ぶかい。

(66) 前掲『北陸の古代手工業生産』第二章四節。

(67) 『類聚三代格』巻五、元慶四年八月七日官符。

(68) 『続日本紀』宝龜三年七月辛丑条。

(付記) 本稿をなすにあたっては、広島大学古瀬清秀氏ならびに新潟大学小林昌二氏に種々のご教示をいただき、真野町立図書館にもご高配をいただいた。記して深謝の意を表すところである。

なお本稿は、一九九三年度文部省科学研究費補助金（一般研究C、研究課題「平安初期政治の構造と展開」）の交付に基づく研究成果の一部である。

(にしへつぷ・もとか 広島大学文学部助教授)